

## 市民税・都民税 所得税

申告準備はお早めに  
受付期間は2月16日木～3月15日水

税の申告準備はお済みですか。必要な書類を早めに準備することで、手続きをスムーズに行なうことができます。問課税課市民税係・内線1206

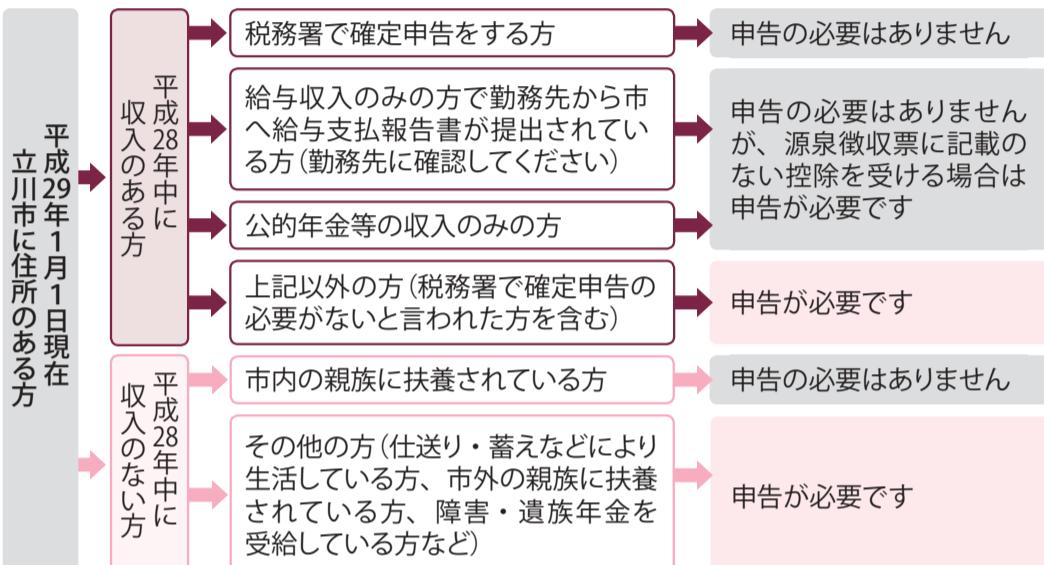
## 市民税・都民税 申告は市役所へ



Q 私は市民税・都民税の申告をする必要があるのかしら?

A 下のフローチャートをご参照ください。

## 市民税・都民税の申告が必要な方の目安



## 市民税・都民税の申告や相談はこれらへ

受付場所	受付日	受付時間
市役所101会議室	2月16日(木)～3月15日(水) 〔土曜・日曜日を除く〕	午前9時～11時30分 午後1時～4時
子ども未来センター	2月19日(日)	
若葉会館	2月21日(火)	
こぶし会館	2月22日(水)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時
滝ノ上会館	2月24日(金)	
西砂学習館	2月26日(日)	

上表の窓口のほか、郵送による提出(市役所課税課市民税係宛)もできます。

## 国民年金保険料 税の申告には「社会保険料控除証明書」が必要です

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象ですが、申告の際は納付した金額を証明する書類の添付が必要です。

平成28年9月30日までに納付した保険料の控除証明書は、昨年11月に被保険者宛てに郵送しました。確定申告書を提出するときは、この証明書と平成28年10月1日以降に納付した保険料の領収書を添付してください。

平成28年10月1日～12月31日に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書を郵送します。

紛失などによる再発行の依頼や控除証明書に関するお問い合わせは、専用ダイヤル0570(003)004へ〔IP電話等の方は03(6630)2525へ〕。いずれも3月15日(水)まで。

問立川年金事務所(523)0352

## 市民税・都民税 所得税 各申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類が必要です

平成29年度の市民税・都民税の申告から、原則、申告書にマイナンバーを記載していただきますので、本人確認書類(下欄参照)をお持ちください。また、確定申告についても、平成28年分からマイナンバーを記載し、本人確認書類を税務署では提示、市役所に提出する場合は写しを添付してください。

問課税課市民税係・内線1206

## 本人確認書類とは

## 【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は】

マイナンバーカードだけで、本人確認(マイナンバー確認と身元確認)が可能です

## 【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は】

## マイナンバー確認書類

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります)
- などのうちいずれか1つ

## 身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

Q 年金をもらっています。市民税・都民税の申告は必要ですか?



A 所得税の確定申告が不要になった方\*でも、次に当たる方は市民税・都民税の申告が必要です。

- 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない次の控除の適用を受ける方  
医療費控除、生命保険料控除、寡婦(寡夫)控除、障害者控除、年金天引き以外の社会保険料控除等(納付書や口座引き落として支払いをした国民健康保険料、介護保険料等)

なお、医療費控除や生命保険料控除等を申告すると所得税が還付になる場合はこれまで同様に確定申告書の提出ができます。  
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は、確定申告が必要です。

## 市民税・都民税申告書の配布方法

昨年、市民税・都民税の申告をした方などに「市民税・都民税申告書」を2月上旬に郵送します。また、同時期に課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター(立川タクロス1階)、各連絡所で配布します。

## 市民税・都民税の申告時の持ち物

- ①申告書と印鑑
- ②平成28年中の所得と控除に関する書類
- ▶給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票、それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる領収書・帳簿など
- ▶国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・医療費・寄附金等の領収書など
- ▶障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
- ③本人確認書類(下欄参照)

## 所得税 申告は税務署へ

本人確認書類(左欄参照)が必要です

2月9日(木)～3月15日(水)、所得税(復興特別所得税)、贈与税、個人消費税の申告書作成・提出会場を立川税務署(立川合同庁舎内)に開設します〔土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日・26日の日曜日は開設〕

●国税庁のホームページの活用を確定申告期に多い問い合わせや申告書の作成については「国税庁」のホームページをご覧ください。

●記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け 2月16日(木)～3月15日(水)〔土曜・日曜日を除く〕は、記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします。

●e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を「国税庁」のホームページでご確認ください。

問立川税務署(523)1181

「にせ税理士」や「にせ税理士法人」にご注意ください  
問 東京税理士会 03(3356)4461